|  |
| --- |
| **条例・計画・要綱大気汚染に係る有害物質等の測定要領　改正の概要** |

**有害物質（指定有害物質を除く）及び特定粉じん（指定特定粉じん及び石綿を除く）の測定方法**

1. 「アンチモン及びその化合物」の測定方法において、ＩＣＰ発光分光分析法及びＩＣＰ質量分析法を追加しました。
2. 「銅及びその化合物」の測定方法において、ＩＣＰ質量分析法を追加しました。
3. 「アンチモン及びその化合物」及び「銅及びその化合物」の測定方法において、試料溶液の調整方法として「マイクロ波加熱圧力容器による試料の前処理方法」を備考として追加しました。
4. 準拠したＪＩＳに用語等内容の変更があれば、それに従った内容に変更しました。

**指定有害物質及び指定特定粉じんの測定方法**

1. 「六価クロム化合物」の測定方法において、フレーム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ＩＣＰ発光分光分析法及びＩＣＰ質量分析法を追加しました。
2. 準拠したＪＩＳに用語等内容の変更があれば、それに従った内容に変更しました。